

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年（令和8年）4月1日～2031年（令和13年）3月31日までの5年間
2. 目標と取組内容・実施時期

■目標1：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

男性社員の育児休業取得率を50%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2026年4月～各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制）・実施。
- 2026年4月～育児休業制度の内容や取得手順をまとめた案内資料を作成し、全職員へ周知する。

■目標2：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を毎月15時間未満とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2026年4月～毎週各部署毎にノー残業デーを設定・実施する。
- 2026年4月～安全衛生委員会で各部署の残業時間を共有し、改善を図る。

以上